① 顧問報酬

社会保険労務士法別表第 I のうち、次の8つの法令に基づき行政機関等に提出する申請書等の作成、申請書等の提出代理(又は提出代行)及び労働社会保険法令に関する事項の相談・指導の業務(複雑なものを除く)を、月を単位として継続的に受託する場合に受ける報酬

- 1) 労働基準法(就業規則、各種労使協定、寄宿舎規程を除く)
- 2) 労働者災害補償保険法
- 3) 雇用保険法(二事業に係る給付(助成金)申請を除く)
- 4) 労働保険の保険料の徴収に関する法律(概算・確定保険料申告を除く)
- 5) 労働者安全衛生法(複雑なものを除く)
- 6) 健康保険法(標準報酬月額算定基礎届を除く)
- 7) 厚生年金保険法(標準報酬月額算定基礎届、年金裁定請求書等年金に係る申請書を除く)
- 8) 国民年金法(年金裁定請求書等年金に係る申請書を除く)

従業員数		月額料金	
以上	未満	手続代行なし	手続代行あり
	10人	20,000	30,000
10人	20人	25,000	35,000
20人	30人	30,000	40,000
30人	50人	35,000	45,000
50人	100人	45,000	65,000
100人	200人	60,000	100,000
200人	300人	80,000	130,000
300人		見積もり	見積もり

② 給与計算

基本料(月額)	作業料(10人毎)(月額)		
本个行(方領)	集計あり	集計なし	
20,000	10,000	7,000	

※9人までは基本料に含む

※賞与計算は同額

③ 手続報酬

1) 労働保険料申告

原則として、顧問報酬の1カ月分

ただし、有期事業の場合は、別途申し受けます。

2)標準報酬月額算定基礎届

原則として、顧問報酬の1カ月分

ただし、健康保険組合等、提出先が2カ所以上のときは別途申し受けます。

3) スポット(顧問契約外)手続

1件 8,000円~

④ 調査立会報酬

関係官庁が行う調査等にあたって、立ち会う場合の報酬1回または1日につき20,000円

⑤ 雇用助成金支給申請

原則として成功報酬とし、助成金受給額に以下の率を乗じた金額とします。

顧問契約	給与計算	率	備考
Iあり I	受託あり	15%~	着手金0~
	受託なし	20%~	着手金0~
なし		30%~	着手金20,000円~

人材開発関係等、計画に特段の手数を要する場合は計画策定時に協議のうえ別途申し受けます。

⑥ 各種規程作成

就業規則の作成・改定 200,000円~

